

養魚用配合飼料価格高騰緊急対策事業 Q&A

令和4年12月22日時点

1 事業全般

Q 各種様式の事業年度は何を記載すればよいのか

A PRリーフレット（10月17日～10月20日開催の事業説明会（以下、説明会）配布、県HPに掲載されている「養魚用配合飼料価格高騰緊急対策事業（令和4年9月補正）」と記載されているA4の裏表資料）にも記載されている交付区分と事業年度が連動します。具体的には、

第1回交付対象：令和4年度事業

第2回交付対象：令和5年度事業

となります。

Q PRリーフレット等に記載されている組合員（又は組合加入者）と組合員以外（又は組合未加入者）は何を指すのか

A 組合員（または組合加入者）とは、県内の3つの養殖漁業協同組合及び長野県漁業協同組合連合会に加入している者を指します（以下、組合員）。県内の3つの養殖漁業協同組合は、長野県養殖漁業協同組合、佐久養殖漁業協同組合、信州虹鱒養殖漁業協同組合を指します。

組合員以外（又は組合未加入者）は、前述の団体に加入していない者を指します。

Q 交付区分（事業年度）が2回に分かれているが、それぞれについて申請を行う必要があるのか

A そのようになります。2回交付を受けようとする場合は、それぞれの交付区分（事業年度）ごとに申請を行ってください。

Q 他社に配合飼料を販売している場合や共同購入している場合、計画上の購入数量や実績の際にはどのように報告すればよいのか

A 購入数量から他社への販売数量又は他社に引き渡した数量を除いた数量としてください。あくまで、自社の養殖場での使用数量としてください。養魚用配合飼料価格高騰緊急対策事業実施基準（以下、実施基準）1の（4）のイでも規定されているとおり、補填対象とした配合飼料は、第三者へ転売・譲渡してはなりません。

報告時の根拠資料において、他社への販売数量や他社に引き渡した数量が明確に分けられていない場合は、出荷伝票や他社に販売した数量が分かる納品書等を合わせてご提出ください。報告の時点で他社への販売や引き渡し完了していない場合は、完了した段階で、速やかに出荷伝票や他社に販売した数量が分かる納品書等をご提出ください。

Q 令和4年8月以降に購入した配合飼料が対象となっているが、具体的には、どのような配合飼料が対象となるのか

A 令和4年8月1日から令和5年3月31日までに納品された（受領した）配合飼料が対象となります。申請の際は、下記期間に納品された（受領した）ものが対象です。

第1回交付対象（令和4年度事業）：令和4年8月1日～令和4年12月31日

第2回交付対象（令和5年度事業）：令和5年1月1日～令和5年3月31日

2 計画書の作成について（養魚用配合飼料価格高騰緊急対策事業実施要領（以下、実施要領）第6関係）

Q 補填対象とする配合飼料数量の上限は

A 実施基準1の（4）のAで算出される上限数量までとなります。

Q 実施基準1の（4）のAの表中2、3の購入実績期間又は購入予定期間の単位は

A 1か月単位となります。

Q 実施基準1の（4）のAの表中2の方法で算出するにあたり、過去1年間の配合飼料購入実績の過去1年間とは、具体的にいつを指すのか

A 以下の期間に購入（納品）の配合飼料の実績となります。

第1回交付対象（令和4年度事業）：令和3年8月～令和4年7月

第2回交付対象（令和5年度事業）：令和4年1月～令和4年12月

Q 配合飼料購入数量の上限と計画上の配合飼料購入数量は合わせる必要はあるか

A 合わせる必要はありません。計画上の購入数量は、実際に購入される数量を予測した上で、実態に即した数量としてください。したがって、上限値に合わせて無理に配合飼料を購入する必要はありません。

Q 配合飼料購入数量の上限の算出に係る根拠資料は具体的に何を指すのか

A 購入数量の分かる納品書や請求書、領収書等が該当します。

Q 農畜産業振興事業補助金交付申請に係る確認書兼漁業経営セーフティーネット構築事業に係る確認書の事業実施主体名には、何を記載すればよいか

A 【業者名/団体名/法人名】及び申請人の氏名を記入ください。具体的な記載方法は、県HP上の記入例をご覧ください。

Q 農畜産業振興事業補助金交付申請に係る確認書兼漁業経営セーフティーネット構築事業に係る確認書では、事業実施主体名を記載するようになっているが、組合員は事業

実施主体ではないが、記載する必要があるか

A 組合員にあつては、本様式では、事業実施主体名を申請者として読み替え、【業者名/団体名/法人名】及び申請人の氏名を記入ください。

3 実績報告について（実施要領 第7関係）

Q 実績報告時の配合飼料購入数量の分かる書類（購入数量・金額の分かる書類、支払ったことが分かる書類等）とは具体的に何を提出すればよいのか

A 配合飼料の引き渡し完了したことが分かる書類が該当します。具体的には、購入した配合飼料の納品された日、購入数量 (kg)、商品名、規格が分かる請求書や納品書、領収書（支出証拠書）等が該当します。なお、納品書及び請求書の場合は、受領証明が必要となります。納品書及び請求書の受領証明を含む証拠書類例は、下記のようになります。

（注意）

- ・説明会時には、伝票を具体例に挙げましたが、伝票のみでは証拠書類とはなりません。
- ・購入数量(kg)は必須ですが、金額については必須ではありません。

（納品書の例1）

納品書					
			〇〇社		
			納品日 令和〇年〇月〇日		
△△養魚場 様					
住所：××××					
TEL：××××					
飼料名	梱包	数量		備考	
〇〇用飼料	20kg/体	200袋	4,000kg		
××用飼料	20kg/体	100袋	2,000kg		
合計		300袋	6,000kg		

令和〇年〇月〇日に受領しました。
△△養魚場 氏名 ×× ×× 印

受領日、受領した会社等名、氏名を記入し、
受領印（受け取った者の印鑑や社印）を押印
納品書に直接記名いただくか、納品書の写しに
記名ください

(納品書の例2)

令和〇年〇月～〇月 養魚用配合飼料納品数量

△△養魚場 様
住所：××××

〇〇社
令和〇年■月■日

- ・納品ごとの日にちが分かること
(出荷日の場合は納品が対象期間内であること)
- ・商品名・規格、数量(kg)が分かること

それぞれの納品に対して、受領証明が必要
(記載は、納品書の例参照)

納品日	品名・規格	数量(袋)	単位(1袋あたり)	総量(kg)
令和〇年〇月〇日	マス用2P	10	20kg	200
	マス用3P	10	20kg	200
	マス用4P	20	20kg	400
	マス用3C	5	20kg	100
小計		45		900
令和〇年△月△日	マス用2P	5	20kg	100
	マス用3P	20	20kg	400
	マス用4P	40	20kg	800
	マス用3C	5	20kg	100
	鯉用4P	50	20kg	1000
小計		120		2400
令和〇年◆月◆日	マス用2P	10	20kg	200
	マス用3P	10	20kg	200
	マス用4P	30	20kg	600
	マス用1c	5	10kg	50
	鯉養4P	10	20kg	200
小計		65		1250
総計		230		4550

令和〇年〇月〇日に
受領しました
××養魚場
長野 太郎 ㊞

令和〇年×月×日に
受領しました
××養魚場
長野 太郎 ㊞

令和〇年◆月◆日に
受領しました
××養魚場
長野 太郎 ㊞

(請求書の例)

納品日	品名・規格	数量 (袋)	単位 (1袋あたり)	総量(kg)	単価	金額(円)	
令和○年 ○月○日	マス用2P	10	20kg	200	3,500	35,000	令和○年○月○日に
	マス用3P	10	20kg	200	3,500	35,000	受領しました
	マス用4P	20	20kg	400	3,500	70,000	××養魚場
	マス用3C	5	20kg	100	3,800	19,000	長野 太郎 ㊞
小計		45		900		159,000	
令和○年 △月△日	マス用2P	5	20kg	100	3,500	17,500	令和○年×月×日に
	マス用3P	20	20kg	400	3,500	70,000	受領しました
	マス用4P	40	20kg	800	3,500	140,000	××養魚場
	マス用3C	5	20kg	100	3,800	19,000	長野 太郎 ㊞
	鯉用4P	50	20kg	1000	3,400	170,000	
小計		120		2400		416,500	
総計		165		3300		575,500	

・納品ごとの日にちが分かること
(出荷日の場合は納品が対象期間内であること)
・商品名・規格、数量(kg)が分かること

それぞれの納品に対して、受領証明が必要
(記載は、納品書の例参照)

Q 収支清算書の書き方について、説明会では、飼料費を記載するようになっていたが、根拠資料が納品書のみの場合には金額が不明な場合があると考えられるが、記載方法は、どのようにすればよいか

A 説明会では、収入の欄の区分には県負担分と自己負担分に分けるようになっていましたが、県負担分のみ記載するようになります。合わせて、支出の部の精算額は、飼料費として県負担分と同額を記載するようになります。具体的な記載方法は、県HP上の記入例をご覧ください。

Q 口座振替依頼書などに記載されている口座番号等の情報の取り扱いは

A 本事業にのみ活用することとし、他の事業には活用いたしません。